

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
------	---------------------	------------------	---	-------------	-------------------------	-----------------------------

イ 1週当たりの標準で可能な回数をさだめる場合(1月につき)

(1)1週に1回程度の場合	1,176単位					
(2)1週に2回程度の場合	2,349単位	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100
(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727単位					

ハ 初回加算 1月につき+200単位

ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1月につき+100単位
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 1月につき+200単位

ホ 口腔連携強化加算 1回につき+50単位(1月に1回を限度)

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき +所定単位×245/1000	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位の合計
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき +所定単位×224/1000	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき +所定単位×182/1000	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 1月につき +所定単位×145/1000	
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)	
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)	
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)	
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)	
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)	
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)	
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)	
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)	
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)	
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)	
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)		
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)		
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)		
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)		

支給限度額管理の対象の算定項目

「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

※介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。